

## 船橋市戸籍及び住民基本台帳に係る証明請求の本人確認に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、戸籍法（昭和22年法律第224号）及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく証明書の交付を請求しようとする者に対し本人確認を行うことにより、個人情報の保護を図り、併せて虚偽による請求を防止することを目的とする。

### (本人確認を対象とする請求の範囲)

第2条 本人確認を対象とする請求は、次に掲げるものとする。

- (1) 戸籍に記録されている全部又は個人の証明書、その他戸籍に関する事項の証明書等、戸籍の附票の写し及び身分証明書
- (2) 住民票の写し等に関する証明書

### (本人確認の方法)

第3条 前条の交付請求を受けるときは、本人の確認できる書類等（以下「本人確認書類等」という。）の提示を求め、請求者が本人であることを確認する。この場合、本人との同一性に疑義が生じたときは、口頭で質問し、又は関係書類の提示を求めるものとする。ただし、正当な理由なく本人確認書類等の提示を拒否されたときや、疑義が解消されないときは、交付請求に応じないものとする。

2 前項の場合において、請求者が本人確認書類等を有していないときは、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）第5条第2項、戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令（昭和60年法務省・自治省令第1号）第2条第2項、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第11の2第3号及び同規則第11条の5の規定に基づき本人であることを説明させる方法、その他市長が適当と認める方法で本人確認を行い、本人との同一性に疑義がなければ交付請求に応じることができる。

### (代理人等請求による本人確認の方法)

第4条 第2条の交付請求を受けるにあたり、現に請求の任に当たっている者が法定代理人の場合にあつては、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示又は提出を求め、法定代理人以外の者である場合にあつては、委任者と受任者双方の氏名及び住所と委任事項が明記され、委任者の署名又は記名及び押印のある委任状の提出を求める。正当な理由なくこれらの提出が得られないときや、委任関係の正当性に疑義が生じ、これが解消されないときは、交付請求に応じないものとする。現に請求の任に当たっている者の本人確認は前条第1項の規定を準用する。

2 前項の場合において、現に請求の任に当たっている者が本人確認書類等を有していないときは、交付請求に応じないものとする。ただし、現に請求の

任に当たっている者が、別表（第6条関係）に定める、イに該当する書類を1点のみ提示でき、かつ本市保管の公簿により、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第11条、戸籍の附票の写しの交付に関する省令第8条、戸籍法施行規則第11条の2第3号及び同規則第11条の5の規定に基づき本人であることを説明させる方法、その他市長が適当と認める方法で本人確認を行い、本人との同一性に疑義がなければ交付請求に応じることができる。

（郵送請求による本人確認の方法）

第5条 郵送により第2条の証明書の交付請求をするときは、本人確認書類等の写しを添付するものとする。本人確認書類等の写しの添付がないときは、請求者に連絡し送付を依頼する。

2 本人確認書類等を有しない者については、住民登録地に転送不要扱いで送付することにより本人確認をしたこととみなす。

（本人確認として提示させる書類）

第6条 本人確認の際に提示させる本人確認書類等は、別表に掲げるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月14日から施行する。

## 別 表（第6条関係）

### 1 本人確認時1枚提示でよいもの

法律又はこれに基づく命令の規定により交付された写真のある書類

運転免許証、運転経歴証明書、旅券、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、個人番号カード、住民基本台帳カードB（写真有）、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可証、仮滞在許可証、官公署がその職員に対して発行した身分証明書又はこれらと同等の書類

### 2 本人確認時に2点以上提示するもの

第2条第1項第1号請求（戸籍関係） （イ+イ）又は（イ+ロ）

第2条第1項第2号請求（住民票等関係） （イ+イ）、（イ+ロ）又は（イ+ハ）

イ

健康保険証、国民健康保険証、共済組合員証、介護保険被保険者証、船員保険証、老人医療費受給者証、国民年金手帳、国民年金証書、基礎年金番号通知書、厚生年金手帳、厚生年金証書、共済年金証書、恩給証書、生活保護受給証明書、住民基本台帳カードA（写真無）又はこれらと同等の書類

ロ

社員証又は学生証等法人が発行した身分証明書であって写真を貼り付けたもの又はこれらと同等の書類

ハ

預金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、診察券、消印のある本人宛の郵便物、各種会員証、税及び公共料金の領収書、定期券、シルバー身分証又はこれらと同等の書類